

PART.2

社会が受け入れる きっかけはどこにある

今の劣勢を跳ね返して、社会に受け入れられるにはきっかけが必要だ。
EUでの流通再開、消費者に利点ある製品の登場、ガイドラインの見直し。
GMOを巡る様々な動きが、そのきっかけになり得るかを検証した。

① 欧州が認めれば不信感は除かれる?

98年以降停止していた欧州連合での新規GMOの認可が再開に動いている。
GMOへの抵抗感が強いEUで栽培や流通が始まれば、日本の状況も変わるか。

欧州といえばGMOを巡る米国との対立が度々報じられており、アンチGMのメッカという印象を持つ人は多いかもしれない。事実、国際アグリバイオ技術事業団 (ISAAA) の調べによると、2002年にGMOを作付けしていた世界16カ国のうち、欧州はスペイン、ドイツ、ルーマニア、ブルガリアの4カ国だけ。作付面積はいずれも10万ha未満で、ごく小規模で栽培されているに過ぎない。

世界の趨勢を見れば、GMO作付面積は2002年に前年比12%増の5870万haと増加を続け、栽培国も前年より3カ国増えた。今年、昨年暮れに米モンサント社が商業栽培の許可を受けたフィリピンや、GMダイズの栽培と販売の禁止措置を暫定解除したブラジルも栽培国に加わってくるとみられ、GMOの栽培エリアは着実に拡大している。その中で空白地帯を保っているのが欧州だ。

表示や追跡性の規制とセットで認可凍結を5年ぶりに解除へ

その欧州で、1つの大きな動きがある。98年10月以降、5年間にわたって新たなGMOの認可を停止してきた欧州連合 (EU)*が、その認可の凍結解除に動き始めたことだ。

EUがGMOを拒んで来たことは、日本での反対運動などに影響を与えていた。このた

め、EU域内にGMOが流通し始めれば、日本でも風向きが変わると見る向きは多い。日本モンサントの山根社長も、「EUの動きには関心を持っている。EUがGMOの受け入れを始めれば、日本でも冷静に考えようという機運になるはず」と期待を口にする。

もっとも、EUはこれまでアンチGMO一色だったわけではない。90年に施行された「GMOの環境放出に関する指令」に基づき、98年までにトウモロコシやナタネ、ダイズな

* 欧州連合 (EU)

英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、ポーランド、オランダ、ギリシャ、ベルギー、ポルトガル、スウェーデン、オーストリア、デンマーク、フィンランド、アイルランド、ルクセンブルクの15カ国が加盟。行政執行機関が欧州委員会。欧州委員会の提案に基づき、共通政策に関する主要な採択を行うのが、加盟各国の閣僚級代表で構成される理事会。欧州議会は政策運営を監視し、理事会と共に法案を制定する共同決定権を持つ

EUのGMO政策を巡る主な出来事

1989	米国、食品医薬品局 (FDA) が遺伝子組み換え食品のガイドライン作成
1991.10	EU、「GMOの環境放出に関する指令」施行。GMOの認可と流通の制度を規定
1992	経済協力開発機構 (OECD) がGM植物と微生物の野外実験の安全性評価基準を作成
1994	米カルジーン社が日持ちの良いGMトマトを発売
1995	米国、除草剤耐性のダイズやナタネ、害虫抵抗性のジャガイモ、トウモロコシ、ワタなどの販売認可
1996	英国を中心に狂牛病騒動が広がる
1997.05	EU、GMOの表示を義務付ける「新規食品・成分に関する規則」施行。域内でGMOを表示した製品の流通が始まる。規則は細部に不備があり機能せず
1998.10	EU、GMカーネーションを承認。承認は18品目となったが、以後承認を凍結
1999.05	「Btトウモロコシの花粉が蝶の幼虫に悪影響を及ぼす」との論文が英科学誌「ネイチャー」に掲載 (実験室内のデータであり、屋外での影響はその後否定される)
.06	EU、認可手続きの厳格化、表示の義務化、トレーサビリティ導入などの規則検討のためGMOの新規承認凍結を宣言
2000.01	GMOなどの改変された生物の国際取引を規制する生物多様性条約カルタヘナ議定書を採択
.10	米国で未承認のGMトウモロコシ「スターリンク」の食品への混入が発覚
2002.10	EU、「GMOの環境放出に関する指令の改正」施行。改正点は、公衆への情報開示とトレーサビリティの確保など
2003.05	EUの新規の認可凍結について、米国が世界貿易機関 (WTO) に提訴すると発表
.07	コーデックス委員会、GM植物とGM微生物を用いた食品の安全性審査基準を総会で採択
.07	EU、「GMOのラベル表示とトレーサビリティに関する規則」農相理事会で採択。混入率の上限は0.9%に
.09	6月に批准国が50カ国に達したことを受け、生物多様性条約のカルタヘナ議定書が発効

規制の内容

近く発効するGMOの表示やトレーサビリティに関する規制は、以下のよう内容。まず表示はGMOを0.9%以上含む食品・飼料のすべてに義務付けられる。GMOから生産された油や、抽出成分を使用した加工食品など、DNAやたんぱく質を含まないものも表示の対象。ただし、未認可のGMOの混入も0.5%までは認める。トレーサビリティについては、生産・流通網を通じてGM製品を追跡できるよう、GMOを使用した製品にラベルを付けること、5年間検済を残すことなどが義務付けられた。

国民討論会の結果

英国政府は、国民討論会のほか、経済面の評価、科学面的評価、現場での実証研究を合わせてGMOに関する政策を決定する方針。英国政府はバイオ技術振興施策を取っているが、国民討論会でネガティブな結果となったため、どのような方針が打ち出されるかは微妙な情勢だ。

表示を問題視

米国の農薬団体などは、表示などの規制がコスト増につながり、認可の凍結が解除されても新たな貿易障壁になると猛反発している。米国では表示は義務付けられていないが、消費者の知る権利のために表示の義務付けを求める声もある。これに対してバイオ企業などは、GMOが正しく認識されていない現状で表示をしても、消費者に不必要な警告を与えて混乱させるだけだと主張している。

ど18品目が栽培・販売の認可を受けている。97年の表示を義務付ける規則の施行に伴い、GMOの使用を表示した加工食品が流通していた。また、スイスのシンジェンタ社やドイツのバイエルクロップサイエンス社など、GMOを事業化する企業も域内には多い。

ただし、オーストリアのようにEUの方針とは別に独自にGMOの栽培と販売を禁止する国もあるなど、強硬なGMO反対派がいるのも確か。その理由として巷間囁かれるのは、BSE（ウシ海綿状脳症）騒動の影響などで国民の食品安全性に対する意識が高いこと、政府に安価な農作物の流入による農業への影響を避けたい思惑があること、GM技術の開発で米企業が先行したため追従できるようになるまでの時間稼ぎの思惑があることなどだが、実態は定かではない。

99年6月にEUの環境相理事会が新たなGMOの認可を停止すると宣言したのも、表向きは当時改正作業を進めていた環境放出に関する新しい指令が施行されるまでのモラトリアム（猶予期間）だったが、背後には各国の政治的な事情があるとみられる。このため、その後行政機関である欧州委員会が凍結解除を何度か提案したものの、加盟国の一部の反対に遭って実現してこなかった。

それがようやく2002年に新しい指令が施行され、ラベル表示やトレーサビリティに関する規制の内容も固まってきたことからモラトリアム解除の動きが表面化。今年7月に、農相理事会が安全性認可と表示を条件にGM食品・飼料の域内流通を認める規則を正式に採択したのを受け、欧州委員会はGMOと従来の作物、有機農業との共存を図るガイドラインを公表し、現在、モラトリアム解除に向けた作業を進めているところだ。

ただ、これでEUでのGM食品・飼料の流通が始まるかというと、そう簡単にはいかないだろう。何しろ規制の内容²²は、0.9%以上

のGMOを含むすべての食品や飼料に表示を義務付ける極めて厳しいもの。このため制度の実効性に疑問を呈する声も少なくない。

実際に制度がスタートしても、日本同様にGMOが排斥される結果となる可能性もある。例えばこの9月末に英国政府はGMOに関して行った国民討論会の結果²³を発表したが、「喜んで食べる」のは2%だけで86%が「食べたくない」とするなど、GMOへの不信感の根強い実態が明らかになった。EUのどこでもこれと同じ傾向だとすれば、GMOの使用を表示した食品が流通し始めても、消費者に受け入れられるのは難しい。

米国はWTOにEUを提訴 米社の特許切れで政策転換？

このEUの動向に業を煮やしているのが米国だ。何しろEUによる認可凍結以後、EUへのトウモロコシの輸出が激減。輸出の機会損失で米国の農家は年3億ドル（330億円）の損害を被っているという。そこで今年5月に米通商代表部（USTR）は、EUの輸入規制は科学的な根拠がなく、世界貿易機関（WTO）協定違反だとして、紛争処理委員会（パネル）の設置を要請すると発表。WTOは8月末にパネルの設置を決定しており、通常9カ月程度で結論が下されることになる。

EUがモラトリアム解除に動き出してからこの行動は少し不可解だが、農林水産政策研究所の渡部靖夫・国際関係研究室長は、「米国は認可の凍結が貿易を阻害しているとして提訴したが、むしろ新しい表示に関する規制の方を問題視²⁴していて、それに警告を発したとの見方もある」と解説する。仮に認可の凍結だけでなく、表示規制についても米国がWTOに提訴するような事態になれば、日本の表示制度などにも影響が出てくるかもしれない。

いずれにせよGMOの是非が国際法の舞台

で議論されるのは前代未聞のことだけに、「WTOという貿易ルールの世界で、どう判断されるのかは興味深い」（渡部室長）。ただ、表示制度までWTOで争われる事態になれば長丁場になるのは必至で、すぐにEUが政策を転換することにはならないだろう。

むしろそれ以前にEUがGMOに関する政策を変えそうな要因として、特許の問題を指摘する声もある。GM技術の開発ではこれまで米モンサント社がリードしてきたが、その主要な特許の1つであるプロモーターの特許⁹⁵が来年1月、日欧同時に切れるというのだ。

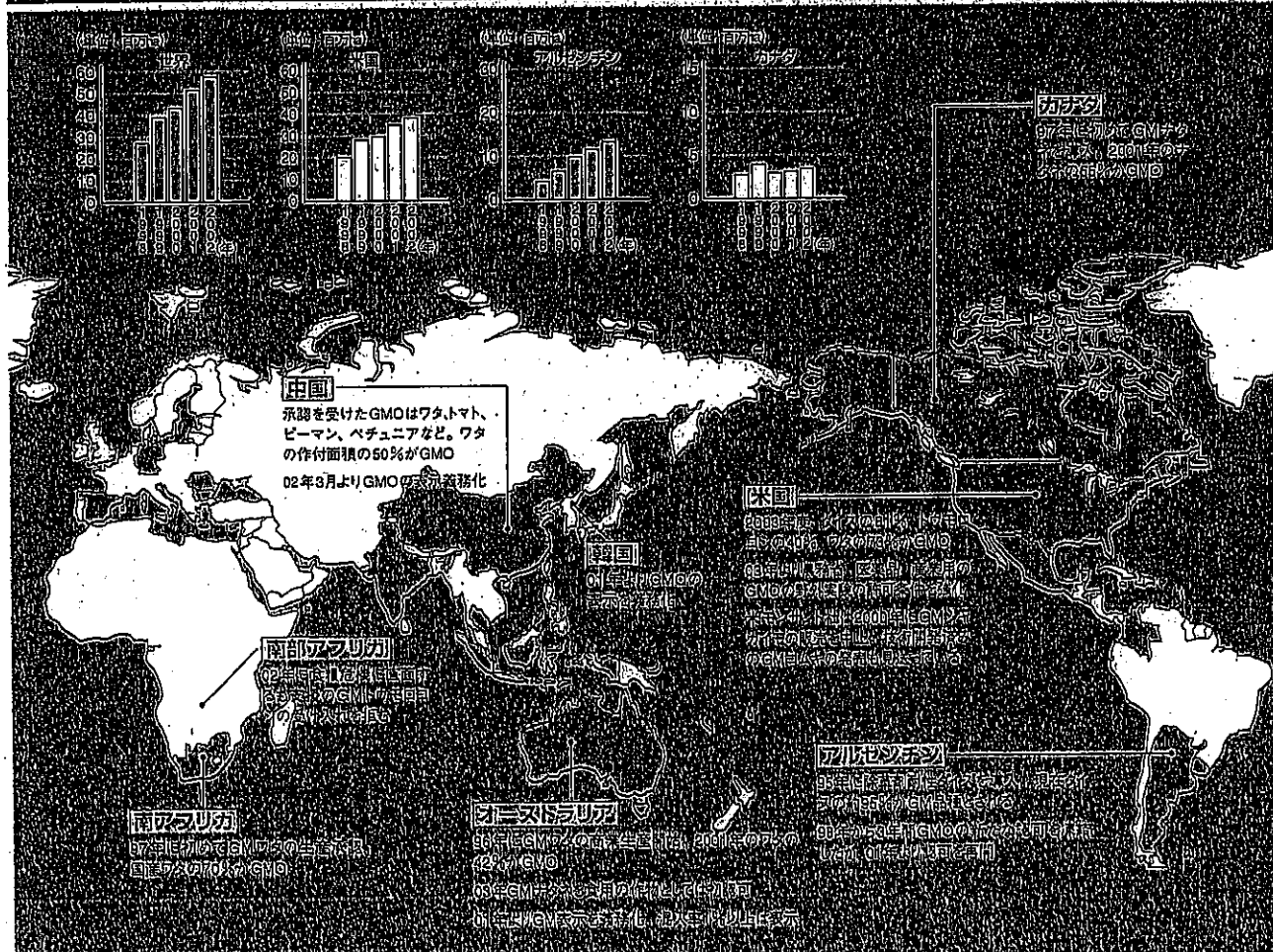
「EUで商業化できそうな品種はほとんどこれを使っていたので、来年、どんな動きが出てくるか興味深い」と、日本国際生命科学協会の橋本昭栄事務局長は言う。確かに、EUの今の対応が米企業に技術的に追いつくまでの時間稼ぎというのなら、特許切れを契機に何らかの政策転換があってもおかしくない。

もっとも、仮に政府がGM推進に政策転換しても、消費者がGM食品に手を伸ばさなければ、食品メーカーも生産者も積極的には手掛けにくい。結局、EUの動向に期待しても、日本の現状は変わりそうにない。

⁹⁵ プロモーターの特許

カリフラワー・モザイクウイルス由来の35Sプロモーターの特許。35Sプロモーターは広い範囲の植物組織で機能するため、植物の遺伝子操作に広く使われている。特許は米モンサント社が出願し、米国と欧州では91年に成立。日本でも出願されている（特開平6-315381）

GMOの世界での栽培状況など



緑字および緑色がGMO作付け国、青字の国はそれ以外のトピックス。栽培国および作付面積のデータは国際アグリバイオ技術事業団 (ISAAA) 資料、そのほかは農林水産省資料などによる。棒グラフは各国のGMOトータルの作付面積